

島田市学校給食における食物アレルギー対応の概要

(1) 学校給食における食物アレルギー対応の大原則 (学校給食における食物アレルギー対応指針より)

- ①食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。
- ②食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- ③「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
- ④安全性確保のため、原因食物の完全除去対応 (提供するかしないか) を原則とする。
- ⑤学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み無理な (過度に複雑な) 対応は行わない。
- ⑥教育委員会等は食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援する。

(2) 島田市の学校給食における食物アレルギー対応の基本

- ①学校給食では、食物アレルギーを有する児童生徒も他の児童生徒と同様に、楽しい給食の時間を過ごすことができるように、家庭、学校及び学校給食センターが十分連携をとり、三者の対応が可能な範囲で、安全かつ確実に食物アレルギーの症状に応じた対応を実施します。
- ②学校教育全体を通じて、食物アレルギーを有する児童生徒への配慮等を含むアレルギーについて基本的な理解を促す指導を行うとともに、アレルギーを有する児童生徒が将来にわたって「食」を選択する力を習得することができるよう、食育の観点から対応方法を決定します。

(3) 島田市学校給食アレルギー対応食実施基準

- ①医師の診断により、食物アレルギーと診断されていること。
- ②原因食物 (アレルゲン) が特定されており、学校生活管理指導表により、医師から対応が指示されていること。
- ③定期的に受診し、評価を受けていること。(年1回以上実施)
- ④家庭において、当該原因食品の除去を行っている、または医師の指示に基づいて食事療法を行っていること。
- ⑤病院食のような治療を目的とした食事ではなく、学校給食の中での取組で対応可能と考える範囲で対応すること。
- ⑥対応できない場合には、家庭から弁当を持参してもらおう場合もあることについて承諾すること。
- ⑦食物アレルギー対応としての飲用牛乳のみの停止は認められないこと。

(4) 学校における給食時間の対応方法

詳細な献立表対応※1、弁当対応※2、除去食対応※3、の3つを組み合わせた対応とする。

- ①除去食対応の対象者：
 - ・『鶏卵 (うすら卵含む) ・乳 ・えび ・かに ・いか ・たこ ・そば ・ピーナッツ』の8品目のアレルギーを有する児童生徒。
 - ・8品目に加え、8品目以外のアレルギーを有する児童生徒。(但し、8品目以外の食材は保護者の管理とします。)
 - ・検討委員会により、対応食の提供が適当と認めた児童生徒。
- ②実施内容：8品目の除去食を提供する。副食のみの対応とする。

※1：詳細な献立表対応

保護者が詳細献立表等を確認し、原因食物を含む料理を食べない (配膳しない) よう指示し、児童生徒が原因食物を取り除いて食べる対応。

※2：弁当対応

提供が困難な場合、その献立に対し部分的に弁当を持参する一部弁当対応と、給食での食物アレルギー対応が困難なため、全て弁当を持参する全部弁当対応がある。(極微量でも反応が誘発される場合は、全部弁当対応をお願いします。)

※3：除去食対応

調理の段階で予め特定の食品を除去したものを提供する。

学校給食で最優先されるべきは安全性です。そのため、少量可、加工食品可など症状にあわせた対応は行わず、完全に食べることができるまでは提供を行わない対応となります。(提供するかしないかの二者択一)
このため、アレルギー対応は、**完全除去対応**とします。

【完全除去対応の例】

卵アレルギー →

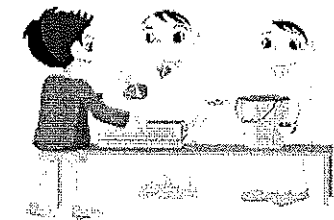
×卵焼きはやめて、かきたま汁は少し食べる。

○卵焼き・かきたま汁とも食べない。

乳アレルギー →

×パンは食べて、牛乳・シチューは食べない。

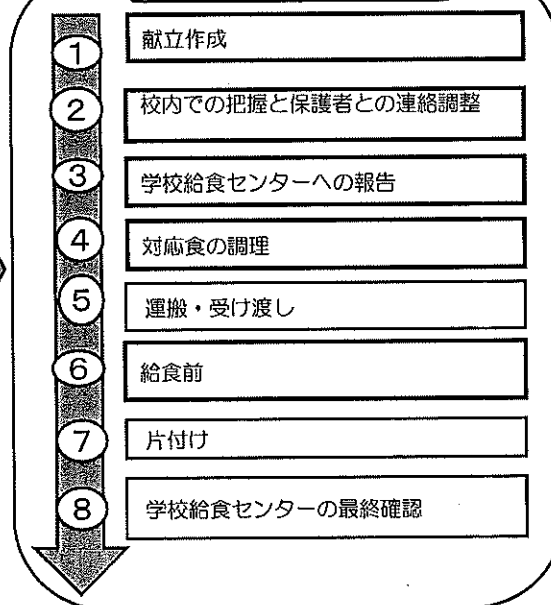
○パン・牛乳・シチューとも食べない。



対応決定までの流れ



除去食対応決定後の流れ



完全弁当対応とする判断基準

- (1) 以下に該当する場合は、安全な給食提供は困難であり、全部弁当対応となります。
- ①調味料・だし・添加物の除去が必要
 - ②加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についても除去指示がある
 - ③多品目の食物除去が必要
 - ④食器や調理器具の共用ができない
 - ⑤油の共用ができない
 - ⑥その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況
- (2) 施設の整備状況や人員等の体制が整っていない場合

校内食物アレルギー対応委員会の設置

「学校生活管理指導表」が提出された児童生徒については、校内食物アレルギー対応委員会を開き、学校における配慮や対応について、個別の取組プラン（案）を基に、検討します。

また、校内での給食受け渡し方法や個別面談を実施する者についても検討します。

校内食物アレルギー対応委員会の構成メンバー（例）

校長、教頭、教務主任・主幹教諭、学年主任、保健主事、養護教諭、給食主任等



学校から教育委員会への連絡・報告

- (1) 電話連絡
- ①救急車要請後直ちに、電話により保護者・学校教育課へ第一報を入れる。
 - ②報告書（第一報）の作成
 - ③学校教育課担当からの確認連絡
 - ④報告書（第二報～最終報告）の作成・電話報告
- (2)
- ①第一報：原則当日に報告書を学校教育課へ提出する。
 - ②第二報～最終報告：第一報の後、その後の検査の様子や登校の状況、今後の対策など記入し、学校教育課へ提出する。その後、学校教育課と内容の調整をし、完成した報告書を改めて学校教育課へ提出する。学校教育課は教育長まで供覧する。学校教育課は学校給食課に報告・（写）の提供をする。

※ヒヤリハット事例についても書面にて学校教育課に報告する。